伊豆の国市街頭防犯カメラ設置

事業費補助金

【事前相談・交付申請の手引き】

令和5年4月

伊豆の国市

　目　　次

街頭防犯カメラ設置事業費補助金の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

補助金交付事務の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

街頭防犯カメラの設置にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

補助金交付申請の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

設置後の管理及び運用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

関係書類記載例（事前相談）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

関係書類記載例（交付申請）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

関係書類記載例（実績報告）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

関係書類記載例（確定通知後）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

管理規程の参考例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

同意書の参考例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

土地利用承諾書の参考例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

住民合意形成報告書の参考例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

街頭防犯カメラ看板の標準例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Q＆A　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン　・・・・・・・・・・・　２０

問い合わせ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

　街頭防犯カメラ設置事業費補助金の概要

自治会が主体となった防犯活動を支援するため、街頭防犯カメラを設置しようとする自治会に対して、設置費の一部を補助します。

●補助対象者・・・自治会（行政区）

●補助金額・・・・補助対象経費の10分の9以内、上限30万円（1台あたり）

※毎年度1団体2台まで

●補助対象経費・・①街頭防犯カメラの購入と設置に要する経費

　　　　　　　　　②街頭防犯カメラを設置している旨を示す看板の製作と設置に要する経費

●街頭防犯カメラ・犯罪の防止を目的として、公共空間※1に向けて特定の場所に継続的に設置する録画機能がある映像撮影機器で、下記の機能を有するもの。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 仕様 |
| 有効画素数 | 38万画素以上 |
| 録画時間 | 24時間録画し、画像データを1週間以上保存できるもの |
| フレームレート | 4フレーム／秒以上 |
| 記録媒体 | 電磁的記録その他これに準ずる方法により、確実に記録しておくことができる機能を有するもの |

※１　道路、公園、広場、地下道等の不特定多数の者が自由に通行又は利用できる空間

（ゴミ出しのマナー違反者、犬の糞の不始末者、不法投棄者を監視する等の目的のためには利用できません）

●管理・運用について

①　街頭防犯カメラの設置にあたっては「伊豆の国市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行ってください。

②　設置後5年間は継続して運用してください。

　補助金交付事務の流れ

１　【区→市】事前相談（現地協議）

２　【　区　】補助金交付申請の準備

３　【区→市】補助金交付申請の提出

４　【市→区】補助金の交付決定

５　【　区　】設置工事着手～完了（3月中旬まで）

６　【区→市】実績報告書の提出（3月下旬まで）

７　【市→区】補助金の交付額確定

８　補助金交付

　　　【区→市】請求書の提出

　　　【市→区】請求書受領後、1か月程度でお支払いします。

　街頭防犯カメラの設置にあたって

１　設置したい場所を決めましょう

　・区が確実に管理することができ、かつ防犯上効果的な場所への設置を検討してください。

２　街頭防犯カメラのカタログや見積書を複数取り寄せましょう

　・補助対象となる街頭防犯カメラの仕様は、２ページの表のとおりです。

　・仕様を満たすカタログ、見積書を取り寄せ、事前相談の際に、必要な部分の写しを用意してください。

・補助金額は街頭防犯カメラ1台ごと計算します。

・見積書は、1台ごとの内訳と金額がわかるようにしてください。

３　設置について、区の総会や役員会等で話し合ってください

　・区内で、街頭防犯カメラの設置について合意形成してください。

　・補助金申請の際に、総会議事録等の写しを書面で提出していただきます。

　・提出していただく議事録は、設置後のトラブル回避のため、一部の方々だけで決めるのではなく、地域住民の方に十分周知を行い、合意形成してください。

４　設置後の維持管理体制について、区で話し合ってください

　・街頭防犯カメラの設置にあたっては「伊豆の国市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行っていただきます。

　・管理体制について、管理責任者を決めていただくとともに、街頭防犯カメラ管理規程（参考１２ページ）を作成し、提出していただきます。

　・機器の保守費用、修理費用、電気料等の維持管理費は補助の対象外です。設置後の維持管理の費用負担についても確認してください。

　・街頭防犯カメラの落下等により第三者に損害を与えてしまった場合、管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。賠償責任保険への加入について検討してください。また、機器の故障等についても補助の対象外になりますので、メーカー保証を確認し、保険等の加入も検討してください。（保険料は補助の対象外です）

　補助金交付申請の手続き

１　【区→市】事前相談（現地協議）

（１）事前相談

　　補助金の交付申請をしようとする場合は、まずは事前相談を実施します。

下記の書類を危機管理課に提出してください。

1. 街頭防犯カメラ事前相談申込書（７ページ）
2. 設置箇所と撮影方向を記載した資料
3. 補助対象経費に係る見積書の写し
4. 街頭防犯カメラの機能を確認できる書類（カタログ）

（２）現地協議　※日時は危機管理課から別途連絡します

　　①　街頭防犯カメラの適切な設置場所、撮影範囲について申請者、警察等の関係機関と現地で協議を行います。協議の結果、設置場所の変更をお願いする場合があります。

２　【区】補助金交付申請の準備

　　①　設置に関する関係機関の同意や許可の手続きを行ってください。

　　　※時間を要す手続き等もありますので早めに準備をお願いします。

　　②　街頭防犯カメラの維持管理や運用方法を決め、「管理運用規程」（参考１２ページ）を作成してください。

３　【区→市】補助金交付申請の提出

下記の書類を危機管理課に提出してください。

1. 街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）
2. 誓約書（様式第2号）
3. 収支予算書（様式第3号）
4. 街頭防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を記載した図面（★）
5. 補助対象経費に要する見積書の写し（★）
6. 街頭防犯カメラの機能が分かる図面、カタログ等の資料（★）
7. 街頭防犯カメラの設置敷地の所有者又は管理者が発行した設置許可証等の写し
8. 街頭防犯カメラの管理運用に関する規程
9. 街頭防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者の名簿
10. 街頭防犯カメラを設置している旨を示す看板の仕様が分かる資料
11. 区の総会議事録等地域の合意形成がされている資料の写し

　　　（議事録等が提出できない場合は、「住民合意形成報告書」を提出してください）

1. 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（設置場所や機器によっては、別途提出をお願いする場合があります）

（★）…既に提出したものから変更がなければ提出不要

４　【市→区】補助金の交付決定

申請内容を審査し、補助金交付を決定します。

※補助金交付決定を受けた後に申請内容の変更が必要となる場合には、所定の手続きがありますので、変更前に必ず危機管理課に連絡してください。

５　【区】設置工事着手～完了（3月中旬まで）

　　3月中旬までの街頭防犯カメラの設置を完了させてください。

６　【区→市】実績報告書の提出（3月下旬まで）

　　街頭防犯カメラ設置工事完了後速やかに、下記書類を危機管理課に提出してください。

　　①街頭防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書（様式第５号）

②収支決算書（様式第2号）

　　③設置した街頭防犯カメラにより撮影した映像が分かる写真

　　④街頭防犯カメラの設置状況が分かる写真

　　⑤街頭防犯カメラを設置している旨を示す看板等の設置状況が分かる写真

⑥補助対象経費に係る領収書の写し

⑦前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

　　（設置場所や機器によっては、別途提出をお願いする場合があります）

７　【市→区】補助金の交付額確定

実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定します。

８　【区→市】請求書の提出

　　　交付確定通知書の確定額により、請求書を危機管理課の提出してください。

※請求書受領後、1か月程度で指定された口座に補助金を振り込みます。

　設置後の管理及び運用について

１　プライバシーの保護について

街頭防犯カメラの設置にあたっては「伊豆の国市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行ってください。

≪ガイドラインの主な遵守事項≫

・街頭防犯カメラの設置及び運用を適切に行うため、「管理責任者」を指定してください。

・街頭防犯カメラを設置している旨をわかりやすく表示してください。

・街頭防犯カメラの設置にあたっては、周辺住民の理解を得た上で、不必要な個人画像が撮影されないようにしてください。

・画像データが外部に漏えいすることのないよう、厳重に管理を行ってください。

・画像及び画像データを、犯罪防止以外の目的に利用し、または第三者に提供しないでください。

２　適切な維持管理について

設置してから撤去までの間は、街頭防犯カメラを適切に維持管理し、設置後5年間は継続して運用してください。

３　保守管理について

街頭防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、使用に支障をきたす可能性があります。

修繕費は補助の対象になりませんので、保険等への加入を検討してください。

機種の選定を行う際に、電気料や部品の寿命、交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応など確認してください。（電気料、保守点検費、保険料などの維持管理経費は補助の対象外です。）

４　定期点検について

　　街頭防犯カメラを設置したら、年に一度は業者又は設置者自らによる点検を行ってください。

　　壊れた街頭防犯カメラがそのままになっていると

　　・地域の防犯力の低下につながります

　　・壊れたが街頭防犯カメラが落下するおそれがあり危険です

５　事故の場合の賠償等について

街頭防犯カメラの落下等により人や自動車に損害を与えてしまった場合、その管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。

街頭防犯カメラの設置にあたっては、そのようなことも考慮して賠償責任保険への加入を検討してください。（保険料は維持管理経費となり補助の対象外です。）

　関係書類記載例（事前相談）

令和　年度　伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金に係る事前相談申込書

令和　年　月　日

伊豆の国市長　あて

所　在　地　伊豆の国市○○１－１

依頼者名称　○○区

代表者氏名　区長　○○○○

（担当者氏名　　○○○○　　　　）

（担当者連絡先　‐携帯電話可‐　）

令和　年度伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金申請にあたり、事前相談を申し込みます。

記

１　街頭防犯カメラの設置台数　　　２　台（上限2台まで）

２　街頭防犯カメラの設置場所（地番）

　　　①　伊豆の国市○○１１０　○○様宅前歩道上

　　　②　伊豆の国市○○１１１　○○公園

３　街頭防犯カメラの設置が必要な理由

　　　①　小学生の登下校の防犯上監視カメラが必要なため

　　　②　不審者が○○公園に出没した

４　添付書類

（１）設置箇所と撮影方向を記載した資料

（２）補助対象経費に係る見積書の写し

（３）街頭防犯カメラの機能を確認できる書類（カタログ）

　関係書類記載例（交付申請）

様式第１号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

伊豆の国市長　あて

申請者　団体名　○○○区

代表者　住　　所　代表者(区長)の住所

(区長)　氏　　名　○○○○

電話番号　○○○○○○○○○○○○

　補助金の交付を受けたいので、伊豆の国市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 防犯カメラ１ | 防犯カメラ２ |
| 設置場所 | | 伊豆の国市○○１１０  ○○様宅前歩道上 | 伊豆の国市○○１１１  ○○公園 |
| 設置時期 | | 令和６年２月を予定 | 令和６年２月を予定 |
| 補助対象経費の額(a) | | ３００，０００　円 | ３４０，０００　円 |
| 経費内訳 | 防犯カメラ購入費 | ２３０，０００　円 | ２３０，０００　円 |
| 防犯カメラ取付費 | ３０，０００　円 | ７０，０００　円 |
| 表示板製作費 | ３０，０００　円 | ３０，０００　円 |
| 表示板取付費 | １０，０００　円 | １０，０００　円 |
| (a)×9/10又は30万円のいずれか少ない額 | | (b)  　　　２７０，０００　円 | (c)  　　　３００，０００　円 |
| 交付申請額(b)＋(c) | | ５７０，０００　円 | |

　関係書類記載例（交付申請）

様式第２号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

収支予算書（変更事業計画書、事業実績書）

１　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 予算書  （変更予算書）  （決　算　書） | 備考 |
| 区負担金  伊豆の国市補助金 | １２０，０００円  ５７０，０００円 |  |
| 計 | ６９０，０００円 |  |

２　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 予算書  （変更予算書）  （決　算　書） | 備考 |
| 街頭防犯カメラ費  設置費  電気工事費  看板製作及び設置費 | ４６０，０００円  １００，０００円  ５０，０００円  ８０，０００円 |  |
| 計 | ６９０，０００円 |  |

※変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載してください。

　関係書類記載例（実績報告）

様式第４号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書

年　　月　　日

伊豆の国市長　あて

　団体名　○○○区

代表者　住　　所　代表者(区長)の住所

(区長)　氏　　名　○○○○

電話番号　○○○○○○○○○○○○

令和5年9月4日付け伊国危管第7号により交付の決定を受けた事業が完了したので、伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第10の規定により、関係書類を添えて報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 防犯カメラ１ | 防犯カメラ２ |
| 設置完了日 | | 令和６年２月１４日 | 令和６年２月１４日 |
| 補助対象経費の額(a) | | ３００，０００　円 | ３４０，０００　円 |
| 経費内訳 | 防犯カメラ購入費 | ２３０，０００　円 | ２３０，０００　円 |
| 防犯カメラ取付費 | ３０，０００　円 | ７０，０００　円 |
| 表示板製作費 | ３０，０００　円 | ３０，０００　円 |
| 表示板取付費 | １０，０００　円 | １０，０００　円 |
| (a)×9/10又は30万円のいずれか少ない額 | | (b)  　　　２７０，０００　円 | (c)  　　　３００，０００　円 |
| (b)＋(c) | | ５７０，０００　円 | |
| 補助金交付決定額 | | ５７０，０００　円 | |

　関係書類記載例（確定通知後）

様式第５号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

請　　求　　書

金　　　　　　　　　　　　　　円

　　ただし、令和6年2月20日付け伊国危管第27号により補助金の交付の確定を受けた伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金として、以下とおり請求します。

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

　団体名　○○○区

代表者　住　　所　代表者(区長)の住所

(区長)　氏　　名　○○○○　　㊞

電話番号　○○○○○○○○○○○○

≪振込先口座≫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 | ○○○　銀行・金庫・農協 | 預金種別 | 普通  当座 |
| ○○○　支店 |
| 口座番号 | ○○○○○○○○○○○○ | | |
| (フリガナ) | ○○○○○○○○○○○○ | | |
| 口座名義 | ○○○○○○○○○○○○ | | |

　管理規程の参考例

○○○区が設置する街頭防犯カメラ管理規程

（目的）

第１　この管理規程は、○○○区が地域に設置する街頭防犯カメラについて犯罪防止と個人のプライバシーの保護との調和を図ることをもって、街頭防犯カメラの適切な管理運用を行うことを目的とする。

（街頭防犯カメラの設置概要）

第２　街頭防犯カメラは、次に掲げる場所に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 所在地 |
| １ | 伊豆の国市○○１１０　地先 |
| ２ | 伊豆の国市○○１１１　地先 |

２　モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。**＊ある場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 伊豆の国市○○50 |
| 施設名等 | ○○○区公民館 |

　（街頭防犯カメラの設置及び利用）

第３　街頭防犯カメラの設置及び利用にあたっては、撮影範囲が必要最小限になるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

２　街頭防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置した街頭防犯カメラの周辺の見やすい場所に、次の事項を表示する。

（１）「防犯カメラ設置中」等の街頭防犯カメラ表示看板

（２）設置団体の名称

（街頭防犯カメラの管理責任者等の指定）

第４　設置者は、街頭防犯カメラの適切な管理を図るため管理責任者を指定し、管理責任者は街頭防犯カメラの機器の操作や画像の視聴等を行う取扱者を指定する。

２　設置者は、前項に掲げる者のほか画像を視聴できる者を数名指定することができる。

３　前２項に掲げる管理責任者等は、次に掲げる者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理責任者 | ○○区長の職にある者 |
| 操作担当者 | ○○区防犯委員長の職にある者 |

（画像の保存及び取扱い）

第５　設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、画像の漏えい、滅失、き損、流出、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）画像等は撮影時そのままで保存し、加工はしない。

（２）画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第６に定める場合を除き、外部へ持ち出さない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行する。

（３）画像の保存期間は、２週間とする。

（４）保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。

（５）画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

（画像の利用及び提供の制限）

第６　設置者等は、画像を第１に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）法令に基づく場合

（２）警察等の捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合

　　ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとする。

（３）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認める場合

（４）本人の同意がある場合

（５）設置者等が管理上、特に必要であると認める場合

（苦情の処理）

第７　苦情や問い合わせには、設置者等が適切かつ迅速な対応に努める。

（その他）

第８　設置者等は、街頭防犯カメラ機器の日常維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努める。

２　この規程に記載されていない事項については、「伊豆の国市街頭防犯カメラの設置及び管理に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附　則

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

　同意書の参考例

同意書

○○○区より依頼のありました地域防犯のために街頭防犯カメラを設置することにより、住宅の全部又は一部が撮影範囲に入ることについては同意します。

なお、これにより生じた問題については、当事者間で対処するものとします。

令和　　年　　月　　日

住所

世帯主氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　土地利用承諾書の参考例

土地使用承諾書

私（当社）の所有する土地を、下記のとおり使用することを承諾します。

１　目的物

　　土地の所在地：伊豆の国市○○１１０

　　地　　　　目：宅地

　　地　　　　籍：伊豆の国市○○１１０の一部　１０㎡

２　使用者

　　所　在　地：代表者(区長)の住所

　　使用者名称：○○○区

　　代表者氏名：○○○区長　○○○○

３　使用目的

　　○○地域における犯罪防止のため街頭防犯カメラを設置する。

４　使用承諾期間

　　令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

５　特記事項

　　・電気料等の維持管理費等については、○○○区が負担する。

　　・撤去が必要になった場合は、○○○区が適切に対処する。

以上

令和○年○月○日

○○○区長　○○○○　様

土地所有者住所

土地所有者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　住民合意形成報告書の参考例

住民合意形成報告書

　○○○区は、街頭防犯カメラの設置において、下記のとおり地域住民に対し十分に周知を行い合意形成した旨を報告します。

　なお、街頭防犯カメラの設置について、地域内で苦情トラブルが発生した場合については、○○○区で対応します。

記

１　住民周知方法

　　令和○年○月○日、回覧板により街頭防犯カメラの設置について通知し意見聴取

２　回覧数

　　○○○区全組へ回覧

３　その他

令和○年○月○日

伊豆の国市長　山下正行　様

○○○区長　○○○○　㊞

　街頭防犯カメラ看板の標準例

|  |
| --- |
| 設置者　伊豆の国市○○○区 |
| 街頭防犯カメラ設置中 |

|  |  |
| --- | --- |
| 設置者　　伊豆の国市○○○区 | 街頭防犯カメラ作動中 |

　Q＆A

Ｑ１　補助額はいくらになりますか？

街頭防犯カメラ１台あたり１０分の９を補助します。また、上限は３０万円です。

～補助額と設置者負担額の算出例～

例1　街頭防犯カメラと設置費用の合計が３０万円の場合

　　　　　30万円×9/10(補助率)＝27万円（上限の範囲内）・・・補助額

　　　　　30万円－27万円＝3万円・・・設置者負担額

例2　街頭防犯カメラと設置費用の合計が３５万円の場合

3５万円×9/10(補助率)＝31万5千円（上限を超えている）→　30万円・・・補助額

　　　　　3５万円－３０万円＝５万円・・・設置者負担額

Ｑ２　設置工事に必要な手続きや費用にはどのようなものがありますか？

　　　設置場所によって異なりますが、主なものとして、

　　①民家の軒先や個人所有の敷地内などの民有地に設置する場合には、設置する土地や建物の所有者に承諾を得て、「土地使用承諾書」を作成してください。

②道路に設置する場合には、一定の条件を満たしたうえで道路占用許可申請（道路管理者）、道路使用許可申請（警察署）が必要になります。

③公園に設置する場合には、公園占用許可申請が必要になります。

④電柱（東電柱又はNTT柱）に共架する場合には、使用申請が必要になります。

⑤設置場所にかかわらず、電気料金の支払い方法や電気契約について、電力会社との協議（手続き）が必要になります。

※道路や公園など公共施設へ設置する場合の手続きは、危機管理課が窓口になって関係部署にご案内します。

Ｑ３　維持管理費用は年間どのくらいかかりますか？

電気料等がかかります。詳しくは、設置業者に確認してください。

参考まで　電気料　月額３３０円程度（税別）

電柱使用料　東電柱年額2,400円（税別）、NTT柱年額1,200円（税別）

なお、維持管理費のほか、故障した場合の修繕費や移設する場合の費用がかかります。

（維持管理費や修繕、移設費は補助対象外です。）

Ｑ４　街頭防犯カメラの設置について、なぜ、区総会などで話し合うのか？

　　街頭防犯カメラは、犯罪の抑止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するため、住民の方々や個人プライバシーの配慮が必要です。街頭防犯カメラを設置して、後々トラブルが発生しないよう、総会などで地域住民が合意した上で設置することが重要です。

Ｑ５　区の総会は年1回で終わってしまったのですが・・・。

提出いただく議事録は、役員会等でも構いませんが、設置後のトラブルを避けるため、一部の方々で決めるのではなく、地域住民の方々に十分周知を行い合意形成してください。

Ｑ６　街頭防犯カメラの管理運用規程はなぜ必要なのですか？

撮影された画像を誰もが見たり、自由に取り出せるのでは、プライバシーを侵害する恐れがあります。このため、管理運用責任者、取扱担当者を指定して、目的・必要性等を踏まえた上で、適切な管理運用を行う必要があります。このように、街頭防犯カメラを適切に運用するためには、苦情への対応等も含めた一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要になります。

Ｑ７　ダミーカメラは補助の対象となりますか？

対象になりません。

Ｑ８　不法投棄やゴミ出しマナー違反を監視するカメラも対象になるか？

この補助金は、犯罪の防止を目的としている地域防犯活動の一環によるもので、質問の監視目的は対象になりません。

Ｑ９　街頭防犯カメラを修理、更新する場合の補助は出ますか？

この補助制度は、設置後5年は継続して運用することとしています。ただし、故障等による修繕費用は補助の対象になりません。

Ｑ10　リースは補助の対象になりますか？

リースも補助の対象になりますが、購入の場合と同じく設置費のみが補助対象になります。維持管理費は補助対象になりませんのでご注意ください。

　街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

伊豆の国市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

１　目的

　　　このガイドラインは、街頭防犯カメラの設置及び運用について設置者が配慮すべき事項を定めることにより、街頭防犯カメラの適正な管理を行い、個人のプライバシーを保護した上で犯罪の未然の防止を図ることを目的とする。

２　定義

　(1)　街頭防犯カメラ

　　　犯罪の防止を目的（副次的な場合を含む。）として、公共空間に向けて特定の場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラ及びこれに附属する機器であって、かつ、画像録画機能を有するものをいう。

　(2)　画像

　　　画像とは、街頭防犯カメラにより撮影され、又は記録されたものであって、特定の個人又は物を識別できるものをいう。

　　　画像は「個人情報の保護に関する法律」における保護の対象とする。

　(3)　公共空間

　　　公共空間とは、道路、公園、広場、駐車場、地下道等の不特定多数の者が自由に利用し、又は通行できる空間をいう。

３　設置者が遵守すべき事項

　(1)　管理責任者の指定

　　　街頭防犯カメラを設置し、及び運用するにあたり、管理責任者を指定しなければならない。

　(2)　設置の目的

　　　街頭防犯カメラの設置目的を、あらかじめ明確にしておかなければならない。

　(3)　目的外使用の禁止

　　　設置目的以外の目的のために、街頭防犯カメラを使用してはならない。

４　設置の明示

　　　街頭防犯カメラの設置に当たっては、設置箇所の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨並びに設置者を分かりやすく表示すること。

　　　さらに、犯罪抑止効果を高めるため、設置箇所のみではなく、撮影区域外にも同様の表示をすることが望ましい。

５　設置箇所及び撮影範囲

　　　街頭防犯カメラを設置するに当たっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影区域を必要最低限の範囲とすること。

　　　また、遠隔操作等により特定の対象を追跡撮影する等の使用をしてはならない。

６　画像データの保存及び取扱い

　(1)　操作担当者の指定

　　　街頭防犯カメラを設置する場合は、その操作を行う者（以下「操作担当者」という。）を指定し、画像データは、管理責任者及び操作担当者以外の者が取り扱ってはならない。

　(2)　画像データの保存期間

　　　画像データの漏えい、消滅、き損、流出、改ざん等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、原則として１箇月以内の必要最低限の期間とし、不必要な画像データの保存をしてはならない。

　(3)　画像データの厳重な管理

　　　画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、ＤＶＤ，外付けハードディスク等）及びパソコンは、管理責任者や操作担当者以外の者が立ち入ることが出来ない施錠ができ、かつ、関係者以外の者が容易に見渡せない場所で厳重に管理し、外部へ持ち出しができないよう十分に注意する。

　(4)　画像データの消去

　　　保存期間を経過した画像データは、直ちに消去すること。

　　　また、記録媒体等を廃棄する場合には、画像データの漏えい防止のため、破砕、切断等の処分をすること。

７　秘密の保持

　　　防犯カメラの設置責任者及び操作担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

８　画像データの外部提供

　　　原則として、画像データを第三者に提供してはならない。ただし、事件捜査等のため警察等に画像データを提供する場合等、例外として画像を提供する際は、組織内で提供の手続方法、基準等を定め、適正に運用すること。

　　　なお、事件捜査など警察等からの画像データ提供依頼は、市を介して行う。

９　苦情の処理

　　　設置者は、防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、問題解決に努めること。

10　その他

　　　設置者は、このガイドラインを踏まえた運用が行われるよう、設置や運用に関する規程を定め、その内容を周知徹底すること。

　　　なお、運用方法について市と協議すること。

　　　また、防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、このガイドラインの規定を徹底させること。

11　ガイドラインの見直し

　　　このガイドラインは社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直す。

　　　　　　　　　　　　　問い合わせ

補助金に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

伊豆の国市役所総務部危機管理課

電話　０５５－９４８－１４８２